成年年齢の引下げに伴う若年者への消費者啓発チラシ

印刷・配送業務委託　仕様書

**１　業務内容**

　三重県が提供する原稿データを用いて、成年年齢の引下げに伴う消費者啓発チラシを印刷し、県内の高校（通信制含む）及び特別支援学校への配送を行うことで、県内に在住の高校生及び特別支援学校生徒にチラシを配布する。

**２　履行期間**

　契約締結の日から令和３年12月17日（金）まで

**３　印刷に係る仕様**

（１）印刷部数

60,000部

　（２）規格

・サイズ　　A4判

・印刷　　　フルカラー片面印刷

・紙質　　　再生コート紙

・厚み　　　菊判50.5kg

　（３）その他

・令和３年12月１日（水）までに原稿データ（PDF）の入ったCD-RWを提供する。

・原稿データに合わせて体裁を適宜修正すること。

・印刷物のサンプルを三重県に提出し、三重県の承諾を得てから印刷を行うこと。

**４　納品・発送に係る仕様**

（１）納品・発送

・納品場所は別紙「配送先一覧表」のとおりとし、余りについては三重県消費生活センター（三重県津市栄町庁舎1-954　三重県栄町庁舎3階）に納品するものとする。

　※納品場所の詳細情報は、契約後に三重県が提供する。

・**納品期限は、令和３年12月17日（金）とする。**

・各納品場所への発送にあたっては、三重県が指定する送付状（A4判）を同封すること。なお、送付状のPDFデータは三重県が提供し、受託者の負担で印刷すること。

　（２）納品確認

・下記の方法等により、県が指定する配送先への配送完了を確認できるものを提出すること。

　ア　受領証を作成し、受取人の受領印等の証明を受ける。

　イ　配送業者から受取人の受領印等の証明を受けた受領証の写し、又は各々の問い合わせ番号を記載した一覧表を受け取る。

　（３）その他

・納品場所への配送費等、納品に係る一切の経費を見積価格に含むものとする。

・各校に納品する分については、50部単位で印をつけること。

・その他詳細については、担当課と十分協議すること。

**５　所有権・著作権等**

　（１）本契約に基づく成果物の所有権は、三重県への成果物への引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。

　（２）受託者は、ホームページへの掲載等のため印刷物の二次利用について許諾すること。

　（３）受託者は、本件著作物が他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権を侵害しないことを保証し、第三者から権利侵害を主張された場合は自らその責任を負担し、受託者の費用でこれに対処、解決するものとする。

　（４）本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。

６　暴力団等の排除

　（１）受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

 ア　断固として不当介入を拒否すること。

 イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

 ウ　委託者に報告すること。

 エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

　（２）受託者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第７条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。